国会事項

参議院

報告書受領

九月一日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度における予算使用の状況（令和七年度出納整理期間を含む。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和八年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和八年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

環境大臣石原宏高海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　鈴木　憲和

内閣府特命担当大臣石原宏高海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる

髙山　光明

簡易裁判所判事に任命する（以上九月三日）

石田　和之　北原　昇　藏本　昭男

佐長　邦愛　中島　豊起　新井田明義

藤井　汎　水谷　幸一　溝口晋太郎

村田　省吾　簗取　正喜　米野　秀昭

従六位に叙する（各通）

大里　正明　伴　文暉

正七位に叙する（各通）

相原　勲　荒川　富雄

高岡　秀朋　畑田　信也

従七位に叙する（各通）（以上七月二十七日）

大島　義久　田中　繁

正五位に叙する（各通）

佐々木　朗　山田　拓也

従五位に叙する（各通）

阿部　正　大城キク子　唐井　隆圭

高尾　靖子　名谷　清一　成瀬　利重

正六位に叙する（各通）

川崎　誠一　桑畑　和男　鈴木　真一

鈴木　直　永山　晋　萩原　實隆

林　光璋　東　眞哉　廣瀬　久信

溝口　敦　南　保　村上　芳正

山口　淳一　山田　邦雄

従六位に叙する（各通）

松田　恭一　森本　義博

正七位に叙する（各通）

植田　幸雄　木村　功　山口　高明

従七位に叙する（各通）（以上七月二十八日）

金見　幸夫　端田　修一

（二等空佐）

従五位に叙する（各通）

藤井　誠　目羅　勇造

正六位に叙する（各通）

新井　敏文　大河原祐一　小椋　佳夫

木藤　博　竹尾　幸　武山　敏彦

長谷川三郎

（三等空佐）

従六位に叙する（各通）

永澤　恒雄

正七位に叙する（各通）

村松　慶治

従七位に叙する（以上七月二十九日）

山田　泰司　仁井谷　清

正六位に叙する（七月三十日）

高野　正義

（北茨城市長）

従四位に叙する（八月十四日）

豊田　稔　橋本　武範

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する

（宇宙科学研究所名誉教授）

松本　剛明

秋葉鐐二郎

後藤　理

正四位に叙する（各通）

志賀　永一

従四位に叙する（各通）

嶋　聡

従五位に叙する

濱口　晃

○叙勲

旭日大綬章を授ける

松本　剛明

旭日中綬章を授ける

飯田　史朗

旭日単光章を授ける（以上七月二十七日）

嶋　聡

旭日双光章を授ける（七月二十八日）

高尾　靖子

旭日単光章を授ける（七月二十九日）

（筑紫野市議会副議長）

白石　卓也

旭日中綬章を授ける（八月十四日）

（北茨城市長）

豊田　稔

瑞宝小綬章を授ける

志賀　永一

佐長　邦愛　中島　豊起

瑞宝双光章を授ける

村田　省吾　村中　好昭　米野　秀昭

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）

相原　勲　荒川　富雄　石田　和之

大里　正明　高岡　秀朋　水谷　幸一

溝口晋太郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十七日）

大島　義久　佐々木　朗　田中　繁

瑞宝小綬章を授ける（各通）

植田　幸雄　大城キク子　唐井　隆圭

木村　功　鈴木　直　永山　晋

成瀬　利重　萩原　實隆　村上　芳正

森本　義博　山口　淳一　山田　邦雄

瑞宝双光章を授ける（各通）

鈴木　真一　水巻　末廣　山口　高明

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）

金見　幸夫　端田　修一

瑞宝小綬章を授ける（各通）

小椋　佳夫　木藤　博

竹尾　幸　長谷川三郎

（二等空佐）　濱田　護

藤井　誠

村松　慶治

（三等空佐）

瑞宝双光章を授ける（各通）

池田　隆　打矢　孝之

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）

本邦駐箚フィンランド共和国特命全権大使　タンヤ・カトリーナ・ヤースケライネン

旭日大綬章を贈与する（八月二十五日）

官庁報告

法務省告示配第百三十一号

北海道石狩郡新篠津村役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十月七日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、新篠津村役場又は札幌法務局に照会すること。

令和八年九月七日　法務大臣　平口　洋

北海道石狩郡新篠津村第三十七線南四十五号

遠藤　昌吉

公告

諸事項

工場財団

東京都港区虎ノ門一丁目16番４号**株式会社ＴＡＳプロパティパートナーズ**の熊本県宇城市三角町三角浦字本島109番４ＴＡＳ熊本三角蓄電池併設太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年９月７日　熊本地方法務局宇土支局

栃木県足利市大月町465番地３株式会社**深井製作所**の工場財団に栃木県足利市大月町465番地３株式会社深井製作所大月工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年９月７日

宇都宮地方法務局足利支局